

# 指定介護老人福祉施設運営規定

社会福祉法人 幸梅会  
特別養護老人ホーム 盛雄苑

## 特別養護老人ホーム 盛雄苑 運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸梅会が開設する特別養護老人ホーム盛雄苑（以下「盛雄苑」という。）が行う介護老人福祉施設（以下『事業所』という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、盛雄苑の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下『要介護者』という。）に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 1 盛雄苑の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、安心して自立した質の高い生活を送ることが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的かつ精神的な負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第3条 盛雄苑に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に必要な事務を行い、他の従業者と協議の上、利用者の介護計画を作成する。また、第4号から第9号に掲げる従業者は、必要な生活介護等の提供を行うものとする。

|             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 管理者     | 1名（常勤職員）       |
| (2) 事務員     | 2名以上（常勤・非常勤職員） |
| (3) 医師      | 1名以上（非常勤職員）    |
| (4) 生活相談員   | 1名以上（常勤職員）     |
| (5) 看護職員    | 4名以上（常勤換算）     |
| (6) 介護職員    | 16名以上（常勤換算）    |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上（非常勤職員）    |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上（常勤職員）     |
| (9) 栄養士     | 1名以上（常勤職員）     |
| (10) 宿直員    | 2名以上           |
| (11) 清掃・洗濯員 | 3名以上           |

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、60名とする。

(事業の内容及び利用料、その他の費用の額)

第5条 1 盛雄苑が行う事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、食事、排泄等の介護
- (2) 機能訓練
- (3) 食事の提供
- (4) 生活介護全般

2 盛雄苑の利用料金の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該介護老人福祉施設が法廷代理受領サービスである時は利用者の負担割合により、その1～3割の額とする。

3 その他の費用の額は次のとおりとする。

①食費

|                  |       |        |
|------------------|-------|--------|
| 利用者負担段階が、第1段階の場合 | 1日あたり | 300円   |
| 第2段階の場合          | 1日あたり | 390円   |
| 第3段階①の場合         | 1日あたり | 650円   |
| 第3段階②の場合         | 1日あたり | 1,360円 |
| 第4段階の場合          | 1日あたり | 1,645円 |

②特別な食事 実費

③居住費

|                        |       |      |
|------------------------|-------|------|
| 利用者負担段階が、第2段階から第3段階の場合 | 1日あたり | 430円 |
| 第4段階の場合                | 1日あたり | 915円 |

④理美容代 実費

⑤看護体制加算Ⅰ 1日につき 4円

⑥サービス提供強化加算Ⅲ 1日につき 6円

⑦療養食加算（該当者のみ） 1回につき 6円（1日3回まで）

⑧看取り介護加算Ⅰ（該当者のみ）

⑨介護職員処遇改善加算Ⅱ

基本サービス費と各種加算の月合計額の13.6%相当

⑩事務管理費 1日あたり 50円・ひと月最大で 1500円まで

⑪その他日常生活に要する費用で本人が負担することが適当であるもの 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章等で説明することとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第6条 盛雄苑は、利用者が盛雄苑においての各サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- (2) 指定した場所以外で火気の使用をしないこと。
- (3) 盛雄苑の秩序、風紀を乱さないこと。
- (4) 故意または過失によって施設（整備又は備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償し、または現状に復すること。

(緊急時等における対応方法)

第7条 盛雄苑の従業者は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに嘱託医又は別に定める協力機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 盛雄苑は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防災管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 1 盛雄苑は、従業者の資格的向上を図るための研修会には積極的に参加させる。

2 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じる。

2 感染症及び食中毒の予防、またはまん延防止の必要な措置を講じる。

3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

4 苦情に対し、速やかな対応、解決の為の必要な措置を講じる。

5 虐待の防止及び身体拘束廃止の為の必要な対策を講じる。

6 ハラスメント等に対し、迅速かつ適正厳正な対策を講じる。

7 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

8 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

9 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人幸梅会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 3 月 23 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。